

## 川西市中央北地区 P F I 事業 実施方針

川西市は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）」第 5 条第 3 項の規定により、「川西市中央北地区 P F I 事業 実施方針」を公表する。

平成 24 年 11 月 22 日

川西市長 大塩 民生

# 川西市中央北地区 PFI 事業

## 実施方針

平成 24 年 11 月

川西市

— 目 次 —

<b>第 1 特定事業の選定に関する事項</b> .....	<b>1</b>
1 事業内容に関する事項 .....	1
(1) 事業名称.....	1
(2) 公共施設の管理者の名称 .....	1
(3) 事業の目的.....	1
(4) 事業の範囲.....	1
(5) 事業方式.....	2
(6) 選定事業者の収入 .....	3
(7) 事業期間.....	3
(8) 事業実施スケジュール（予定） .....	3
(9) 事業期間終了時の措置.....	3
(10) 遵守すべき法令等 .....	3
2 特定事業の選定方法等に関する事項.....	4
(1) 選定方法.....	4
(2) 選定結果の公表方法 .....	4
<b>第 2 事業者の募集及び選定に関する事項</b> .....	<b>5</b>
1 事業者の募集及び選定方法 .....	5
2 事業者の選定に係る基本的な考え方.....	5
3 施設の設計、建設、維持管理業務、用地活用業務に関する要求水準 .....	5
4 応募者の備えるべき参加資格要件 .....	5
(1) 応募者の構成等.....	5
(2) 応募者の参加資格要件.....	6
(3) 応募者の業務遂行能力に関する資格要件.....	7
(4) 代表企業及び構成企業の変更.....	8
(5) 事業者の市内業者に対する契約に関する事項 .....	8
5 審査及び選定に関する事項 .....	8
(1) 審査に関する基本的な考え方.....	8
(2) 審査の内容 .....	9
(3) 選定結果の公表.....	9
(4) 事業者を選定しない場合 .....	9
(5) 選定・契約の手順及びスケジュール（予定） .....	9
6 基本協定の締結について.....	9
7 特別目的会社（SPC）の設立について.....	9
8 事業協定について.....	10
9 提出書類の取り扱い .....	10
(1) 著作権 .....	10
(2) 特許権等.....	10

<b>第 3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項</b> .....	<b>11</b>
1 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担.....	11
(1) 基本的な考え方.....	11
(2) 予想されるリスクと責任分担.....	11
(3) 保険の付保.....	11
2 事業の実施状況のモニタリング（監視・評価）.....	11
(1) 基本的な考え方.....	11
(2) 選定事業者に対する支払額の変更等.....	11
(3) モニタリングの費用.....	11
<b>第 4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項</b> .....	<b>12</b>
1 立地条件.....	12
2 公共施設の概要.....	12
3 土地の取得に関する事項.....	12
<b>第 5 事業計画又は事業協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項</b> .....	<b>13</b>
1 係争事由に係る基本的な考え方.....	13
2 管轄裁判所の指定.....	13
<b>第 6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項</b> .....	<b>14</b>
1 事業の継続に関する基本的な考え方.....	14
2 事業の継続が困難となった場合の措置.....	14
(1) 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合.....	14
(2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	14
(3) その他の事由により事業の継続が困難となった場合.....	14
3 金融機関と市との協議.....	14
<b>第 7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項</b> ..	<b>15</b>
<b>第 8 その他特定事業の実施に関し必要な事項</b> .....	<b>16</b>
1 議会の議決.....	16
(1) 債務負担行為.....	16
(2) 事業協定.....	16
2 公募に伴う費用分担.....	16
3 情報の公開.....	16
4 本事業に関する市の担当部署.....	16
5 実施方針に関する事項.....	16
(1) 実施方針に関する質問・意見の受付.....	16
(2) 実施方針に関する質問・意見に対する回答・公表.....	16
(3) 実施方針の変更.....	17

別紙 - 1 リスク分担表

別紙 - 2 施行位置図

別紙 - 3 現況図

別紙 - 4 市街化予想図

別紙 - 5 設計図

別紙 - 6 P F I 事業予定図

様式 - 1 実施方針に関する質問・意見書

## 第1 特定事業の選定に関する事項

### 1 事業内容に関する事項

#### (1) 事業名称

- ・川西市中央北地区 PFI 事業（以下、「本事業」という。）

#### (2) 公共施設の管理者の名称

- ・川西市長 大塩 民生

#### (3) 事業の目的

- ・川西市では、市の中心部に位置する中央北地区において土地区画整理事業を進めている。当地区は、市の玄関口である阪急川西能勢口駅から約 0.6～1.2 km北側に位置しながら都市基盤施設が未整備の状態にあるため、地区内を整備し新しいまちづくりを行い地区内の付加価値向上を目指している。
- ・本事業は、川西市中央北地区において、宅地整地、道路・公園等整備、道路・公園等維持管理、市関連用地処分、まちづくりコーディネーター業務等を一体的な PFI 事業とすることで、財政負担の軽減と民間事業者のノウハウを活用した総合的なまちづくりの推進を行うことを目的とする。
- ・特に、まちづくりコーディネーター業務については、都市基盤の設計・整備・維持管理の各段階における市民参加（参加手法の企画・実施段階のマネージメント）、「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく「（仮）川西市中央北地区低炭素まちづくり計画」及び「川西市中央北まちづくり指針」に則った中央北地区全体のトータルコーディネート等の提案と実践を位置付けることにより、本市の新たなまちづくりの推進を牽引していくことが求められる。

#### (4) 事業の範囲

- ・選定事業者が行う主な業務は次のとおりである。具体的な事項については、募集要項等において提示する。

##### 都市基盤施設の整備に関する業務

##### ア 整地業務

###### (ア) 整地工事業務

- (イ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

##### イ 道路整備業務

###### (ア) 都市計画道路の整備業務

- (イ) 区画道路・特殊道路の整備業務

###### (ウ) 共同溝の設計及び設置業務

- (イ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

##### ウ 公園整備業務

###### (ア) 設計業務

- (イ) 公園整備業務

- (ウ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

##### エ その他関連調査等業務

- (7) 土壌汚染調査業務
- (1) 土壌汚染対策業務
- (9) 補助事業の導入に関する申請書類作成等支援業務
- (I) 既存施設の解体業者斡旋等業務
- (オ) 移転補償費の立替業務

#### 工事監理業務

- ア 中央北地区土地区画整理事業区域全域の工事監理・調整業務
- イ 各施設の整備に関する工事監理業務

#### 維持管理業務

##### ア 道路維持管理業務

- (7) 特殊街路等（豊川橋山手線・せせらぎ遊歩道）の保守管理業務
- (1) 清掃業務
- (9) 外構・植栽等維持管理業務
- (I) その他これらを実施する上で必要な関連業務

##### イ 公園維持管理業務

- (7) 保守管理業務
- (1) 清掃業務
- (9) 外構・植栽等維持管理業務
- (I) その他これらを実施する上で必要な関連業務

#### 付帯業務

##### ア 市関連用地処分業務

- (7) 市関連用地の取得業務
- (1) 民間施設等の誘致等に関する業務
- (9) 街区の整備等業務
- (I) その他これらを実施するうえで必要な関連業務

##### イ まちづくりコーディネート等業務

- (7) せせらぎ遊歩道及び中央公園の設計・施工・管理を一元的に捉えた市民参加による展開業務
- (1) 地区内の付加価値の向上を目的とした地区内の民間事業者等の参加による連携業務
- (9) 「川西市低炭素まちづくり計画」に基づく地区内の低炭素社会実現のための実践業務
- (I) その他これらを実施するうえで必要な関連業務

#### (5) 事業方式

- ・本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下、「PFI 法」という。）に基づき、市と選定事業者が事業協定を締結し、施設の設計及び建設を行った後、市に所有権を移転し、選定事業者が、事業期間中における一部の維持管理業務を遂行する方式（BTO 方式）により実施する。

(6) 選定事業者の収入

- ・本事業における選定事業者の収入は、次のとおりである。

都市基盤施設の整備等に係る費用

市は、選定事業者が実施する都市基盤施設の整備及び工事監理等に要する費用について国庫補助事業の活用を予定しており、国庫補助の対象となる経費部分のうち国庫補助金、地方債の額を施設整備後、交付年度毎に支払う予定である。それ以外の費用（市費）については、供用開始から事業期間終了時までの間、協定書に定める額を割賦方式により選定事業者へ支払う予定である。支払方法については、募集要項等において提示する。

維持管理業務に係る費用

市は、選定事業者が実施する施設の維持管理に係る費用を供用開始後、業務期間終了時までの間、協定書に定める額を支払う。

付帯業務に係る費用

- ア 市関連用地処分業務 ... 独立採算
- イ まちづくりコーディネーター業務 ... 業務委託

(7) 事業期間

- ・事業協定締結日から平成 35 年 3 月末までの期間とする。

(8) 事業実施スケジュール（予定）

時 期	内 容
平成 25 年 8 月	仮協定締結
平成 25 年 9 月	事業協定締結
平成 32 年 3 月	都市基盤施設の引渡
平成 32 年 4 月	都市基盤施設の供用・維持管理開始
平成 35 年 3 月	事業期間終了

基盤施設の一部については、施設完成後に供用、維持管理を開始します。

(9) 事業期間終了時の措置

- ・選定事業者の業務は、事業期間の終了をもって終了する。
- ・選定事業者は業務委託期間中の維持管理業務を適切に行うことにより、業務が終了する時点においても、本施設を要求水準書に示す良好な状態に保持していなければならない。

(10) 遵守すべき法令等

- ・本事業を実施するにあたり、遵守すべき法令及び条例等は次に示すとおりである。このほか本事業に関連する法令等を遵守すること。

法令等

- (ア) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI 法：平成 11 年法律第 117 号）
- (イ) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- (ウ) 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）

- (I) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- (オ) 上記の他、関連する法令等

条例等

- (ア) 川西市都市景観形成条例（平成 5 年条例第 1 号）
- (イ) 兵庫県福祉のまちづくり条例（平成 4 年条例第 37 号）
- (ウ) 兵庫県環境の保全と創造に関する条例（平成 7 年条例第 28 号）
- (I) エコまちガイドライン
- (オ) 低炭素まちづくり計画

## 2 特定事業の選定方法等に関する事項

### (1) 選定方法

- ・市は、PFI 法、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」及び「VFM に関するガイドライン」等を踏まえ、本事業を PFI 事業として実施することにより、中央北地区の整備について、市自らが実施したときに比べて効果的かつ効率的に事業が実施されると判断される場合に特定事業として選定する。
- ・具体的な判断の基準は、次のとおりである。

- ア 事業期間を通じた市の財政負担の軽減が期待できること（市の財政負担見込額の算定にあたっては、事業期間における市の財政負担の総額を算出し、これらを現在価値に換算して評価する。）
- イ 市の財政負担が同一水準にある場合においても公共サービスの向上が期待できること（公共サービスの水準の評価にあたっては、出来る限り定量的に行うこととし、定量化が困難な場合においても出来る限り客観性を確保したうえで評価を行う。）

### (2) 選定結果の公表方法

- ・本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価内容とあわせ、川西市のホームページへの掲載等により、速やかに公表する。
- ・なお、特定事業としての選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

## 第2 事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 事業者の募集及び選定方法

市が本事業を特定事業として選定した場合は、公募型プロポーザル方式により事業者の募集及び選定を行う。

### 2 事業者の選定に係る基本的な考え方

本事業は、都市基盤施設が未整備の状態にある中央北地区内の整備業務を通じて、事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い事業能力を総合的に評価することが必要である。従って、事業者の選定にあたっては、事業者が公募公告において提示する事業参画に足る資格を有しており、かつ事業者の提案内容が市の要求する地区整備、維持管理及び用地活用等に関する要求水準を満たしていることを前提として、競争性の担保及び透明性の確保に配慮した上で最優秀と判断される提案をした者を優先交渉権者に選定する。

### 3 施設の設計、建設、維持管理業務、用地活用業務に関する要求水準

本事業の対象業務に関して選定事業者が提供すべきサービスの項目と達成水準は、公募公告において要求水準書により提示する。

### 4 応募者の備えるべき参加資格要件

#### (1) 応募者の構成等

- ・ 応募者は、複数の企業で構成されるグループ（以下、「応募グループ」という。）とし、応募グループは、代表企業を定め、代表企業以外の企業は構成企業とする。
- ・ 応募グループは、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うこと。
- ・ 応募グループには、下記の(ア)～(カ)に掲げる企業を含むものとし、参加表明書において、各企業の企業名を明記するものとする。
  - (ア)施設（公園、共同溝等）の設計を行う企業（以下、「設計企業」という。）
  - (イ)中央北地区全体及び各施設整備の工事監理業務を行う企業（以下、「工事監理企業」という。）
  - (ウ)建設業務（宅地整地、道路整備、公園整備等）を行う企業（以下、「建設企業」という。）
  - (エ)維持管理業務を行う企業（以下、「維持管理企業」という。）
  - (オ)市関連用地処分を行う企業（以下、「用地活用企業」という。）
  - (カ)まちづくりコーディネーター業務を行う企業（以下、「コーディネーター企業」という。）
- ・ 本事業における同じ業務を複数の企業等により行うことができる。
- ・ 応募グループの構成員の変更は、原則として認めない。ただし、市が承認した場合は、この限りではない。
- ・ なお、本事業に係る事業者選定の結果、優先交渉権者として決定された応募グループは、本事業を実施する会社法に定める株式会社として、川西市内に特別目的会社（以下、

「SPC」という。)を設立するものとする。

(2) 応募者の参加資格要件

・応募者は、次の参加資格要件を満たすこと。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- イ 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から事業協定の締結までの期間に、市から指名停止を受けていないこと。
- ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者でないこと(更生計画認可の決定がなされた場合を除く。)
- エ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者でないこと(再生計画認可の決定がなされた場合を除く。)
- オ 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者でないこと。
- カ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者でないこと。
- キ 清算中の株式会社である事業者について、商法に基づく特別清算開始命令がなされた者でないこと。
- ク 手形交換所による取引停止処分を受けている者でないこと。
- ケ 最近1年間の法人税、消費税(地方消費税を含む。)事業税、法人市民税、固定資産税を滞納していないこと。
- コ 市が本事業に係るアドバイザー業務を委託している企業及びその協力会社と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。本事業に関し、市のアドバイザー業務を行う者は、次のとおりである。
  - ・アドバイザー 株式会社地域経済研究所 大阪府大阪市中央区
  - ・協力会社 株式会社地域計画建築研究所 大阪府大阪市中央区
  - ・協力会社 弁護士法人御堂筋法律事務所 大阪府大阪市中央区なお、本実施方針において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。
- サ 本実施方針「第2 事業者の募集及び選定に関する事項」の「5 審査及び選定に関する事項」に規定する選定委員会の委員が属する組織、企業又はその組織、企業と資本面若しくは人事面において関連がない者であること。
- シ 応募グループの代表企業及び構成企業のいずれかが、他の応募グループの代表企業及び構成企業として参加していないこと。

(3) 応募者の業務遂行能力に関する資格要件

- ・ 応募グループを構成する企業のうち、設計企業、工事監理企業、建設企業、維持管理企業、用地活用企業、コーディネーター企業は、それぞれ次の ~ の要件を満たすこと。
- ・ 応募グループを構成する企業のうち、設計企業、工事監理企業、建設企業、維持管理企業、用地活用企業、コーディネーター企業以外の企業は、上記「(2)応募者の参加資格要件」を満たせば足りるものとする。
- ・ 応募グループを構成する企業のうち、次の ~ の要件を満たす者は、当該複数の業務を実施することができるものとする。
- ・ ただし、工事監理業務と建設業務は、同一の企業又は資本面若しくは人事面において関連がある企業同士が実施してはならない。
- ・ 本件土地区画整理事業全体の各工事の調整ができる管理体制を構築すること。

設計企業

- ア 本市における平成 23・24 年度測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争参加資格申請を行い市が受理した者であること。
- イ 建設コンサルタント登録規程(昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号)による「道路部門」、「造園部門」および「都市計画及び地方計画部門」の登録がなされていること。
- ウ 複数企業で行う場合は、前項「イ」の要件について、設計業務を担う主たる者 1 者以上が当該要件を満たしていること。
- エ 管理技術者等の資格要件は、募集要項等において提示する。

工事監理企業

- ア 本市における平成 23・24 年度測量建設コンサルタント等業務に係る一般競争参加資格申請を行い市が受理した者であること。
- イ 建設コンサルタント登録規程(昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号)による「道路部門」、「造園部門」および「都市計画及び地方計画部門」の登録がなされていること。
- ウ 複数企業で行う場合は、前項「イ」の要件について、工事監理業務を担う主たる者 1 者以上が当該要件を満たしていること。
- エ 管理技術者等の資格要件は、募集要項等において提示する。

建設企業

- ア 本市における平成 23・24 年度建設工事一般競争入札参加資格申請を行い、市が受理した者であること。
- イ 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ウ 建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書の「土木一式」の総合評定値が 1,200 点以上であること。
- エ 事業費ベースで、10 億円以上の同等又は類似の工事实績があること。
- オ 複数企業で行う場合は、前 2 項「ウ」及び「エ」の要件について、都市基盤施設の整備に関する業務を担う主たる者 1 者以上が当該要件を満たしていること。

カ 監理技術者等の資格要件は、募集要項等において提示する。

#### 維持管理企業

- ア 本市における平成 23・24 年度建設工事一般競争入札等参加資格申請を行い、市が受理した者であること。
- イ 過去 10 年以内に、維持管理業務に係る一定の元請契約実績がある者であること。
- ウ 複数企業で行う場合は、前項「イ」の要件について、維持管理業務を担う主たる者 1 者以上が当該要件を満たしていること。
- エ 主任技術者等の資格要件は、募集要項等において提示する。

#### 用地活用企業

- ア 市関連用地における用地活用業務と同等又は類似の業務実績を有していること。
- イ 複数企業で行う場合は、前項「ア」の要件について、用地活用業務を担う主たる者 1 者以上が当該要件を満たしていること。
- ウ 本用地活用業務の実施に必要な資格を有していること。

#### コーディネーター企業

- ア 過去 10 年以内に本コーディネーター業務と同等又は類似の業務実績（公共事業における市民参加、あるいは、民間事業者との連携による付加価値の創出等）を有すること。
- イ 複数企業で行う場合は、前項「ア」の要件について、コーディネーター業務を担う主たる者 1 者以上が当該要件を満たしていること。

#### (4) 代表企業及び構成企業の変更

- ・参加表明書により参加の意志を表明した応募グループの代表企業及び構成企業の変更は原則として認めない。ただし、構成企業については、事業協定締結前であれば、資格・能力上支障がないと市が判断する場合には、変更を認めることがある。

#### (5) 事業者の市内業者に対する契約に関する事項

- ア 本事業に係る契約金額のうち都市基盤施設の整備及び維持管理業務に関する契約金額の 15% 以上は、市内に本店を置く企業等（以下、「市内協力企業」という。）との下請契約をしなければならない。
- イ 市内協力企業は建設業の許可工種の内、土木一式工事、造園工事を含む異なる工種から 3 者以上選定しなければならない。
- ウ 前項の市内協力企業は一次、もしくは二次の下請業者としなければならない。

### 5 審査及び選定に関する事項

#### (1) 審査に関する基本的な考え方

- ・学識経験者等で構成する選定委員会において、提案書の計画内容による「定性的事項」と提案価格による「定量的事項」について総合的に審査を行い、その結果に基づき市が優先交渉権者を決定する。審査にあたる委員は、公募公告において提示する。

- ・なお、応募グループの代表企業又は構成企業が優先交渉権者の決定までに選定委員会の委員に対し、事業者の選定に関して自己の有利になる目的のために接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

#### (2) 審査の内容

- ・選定委員会においては、事業全体の基本的な考え方、事業計画、施設計画、維持管理計画及び資金計画等について総合的に審査を行う予定である。具体的な審査基準については、募集要項と併せて公表する。

#### (3) 選定結果の公表

- ・事業者の選定を行った場合は、その結果についてホームページ等を通じて速やかに公表する。

#### (4) 事業者を選定しない場合

- ・事業者の募集、提案の評価及び選定において、応募者が無い、あるいは、いずれの応募者の提案においても公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業を特定事業として実施することが適当ではないと判断される場合には、事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表する。

#### (5) 選定・契約の手順及びスケジュール（予定）

- ・本事業における事業者の募集・選定・契約のスケジュール（予定）は、次のとおりである。

時期	項目
H24年 11月 22日	実施方針公表
H24年 12月 14日	同 質疑回答
H24年 12月中旬	特定事業選定
H25年 2月	公募公告 (公募説明書、要求水準書、基本協定案、協定書案等)
H25年 3月	同 質疑応答
H25年 5月	事業提案提出
H25年 6月	優先交渉権者決定
H25年 8月	仮協定の締結
H25年 9月議会	本協定の締結（議会議決）

#### 6 基本協定の締結について

市は、本事業に係る優先交渉権者との間で、本事業に係る基本的事項を定めた基本協定を締結する。

#### 7 特別目的会社（SPC）の設立について

特別目的会社（SPC）は、川西市内に設立し、事業期間中は移転しないものとする。

なお、応募グループのうち、代表企業は必ず SPC に対して出資し、株主の中で最も多く保有する株主でなければならない。また、代表企業及び構成企業全体での出資比率は、SPC の全株式の 50% を超えるものとし、SPC の株式については、市の事前の承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことはできない。

## 8 事業協定について

市は、SPC と仮協定を締結し、川西市議会の議決を経た後に本協定となる。

また、市と SPC は、本協定に基づき、国庫補助金等対応業務について、単年度ごとの業務委託契約を締結することとする。

なお、協定書（案）については、公募公告において提示する。

## 9 提出書類の取り扱い

### (1) 著作権

- ・本事業に関する提案書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業に関する公表その他市が必要と認めるときには、市は提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- ・なお、提案書類は返却しない。

### (2) 特許権等

- ・提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとする。これによって市が損失又は損害を被った場合は、当該応募者は、市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

### 第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担

##### (1) 基本的な考え方

- ・この事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、原則として、そのリスクについて帰責性のあるものがそのリスクを負担することとし、不可抗力及び法令変更等市又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由によるものについては、市と事業者との役割分担及びリスクへの対応能力、管理能力等の観点から、リスクを負担するものとする。

##### (2) 予想されるリスクと責任分担

- ・市及び選定事業者の負担するリスクとその責任分担は、原則として別紙1のとおりとする。責任分担の程度や具体的な内容については、公募公告において提示し、最終的には協定書に定めることとする。

##### (3) 保険の付保

- ・選定事業者は、市が付保を義務付ける保険を含め、保険により費用化できるリスクはできる限り保険を付保するものとする。

#### 2 事業の実施状況のモニタリング（監視・評価）

##### (1) 基本的な考え方

- ・市は、本事業が継続的かつ安定的に行われることを目的として、選定事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に規定された要求水準及び選定事業者が提案した水準を達成しているか否かを確認するため、事業の実施状況に応じて定期的に、又は必要に応じて随時、モニタリングを実施する。モニタリングの実施方法等は公募公告において提示する。

##### (2) 選定事業者に対する支払額の変更等

- ・モニタリングの結果、協定書に定める要求水準が満たされていない場合、支払額の減額、改善勧告、契約解除等を行うことがある。
- ・支払額の減額等の考え方については、公募公告において提示し、協定書に定める。

##### (3) モニタリングの費用

- ・市が行うモニタリングに係る費用は、市が負担する。

## 第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1 立地条件

#### 川西市中央北地区

所在地	兵庫県川西市火打1丁目外地内 阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業 施行区域内 (別紙-2 施行位置図 参照)
-----	---

### 2 公共施設の概要

公共施設の概要は、次のとおりである。

項目		概要	備考
都市計画道路 (豊川橋山手線外2路線)	延長	約687m	w = 9~15m
	共同溝延長	約640m	
特殊道路 (せせらぎ遊歩道南線)	延長	約382m	w = 16m
通路 (せせらぎ遊歩道北線)	延長	約115m	
特殊道路 (No. 1~4)	延長	約610m	w = 1.0m
区画道路 (No. 3・6)	延長	約257m	w = 6~10m
水路 (2号水路)	延長	約92m	ボックス加バート
整地	面積	約0.8ha	
市関連用地 (15街区)	面積	約0.8ha	
都市公園 (中央公園)	公園面積	約2ha	

土壌汚染調査・対策対象地面積が一部含まれる。

### 3 土地の取得に関する事項

- ・市関連用地処分業務の実施区域は、15街区の一部、又は全部とする。
- ・処分にあたっては、事業者が取得するものとする。
- ・なお、15街区に含まれる民有地の一部、又は全部は当該土地所有者も売却の意向である。

## **第5 事業計画又は事業協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項**

### **1 係争事由に係る基本的な考え方**

事業計画又は事業協定の解釈について疑義が生じた場合、市と選定事業者は誠意をもって協議するものとする。協議が整わない場合は、協定書に定める具体的措置に従う。

### **2 管轄裁判所の指定**

事業協定に関する紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### 1 事業の継続に関する基本的な考え方

本事業においては、予定された期日までに選定事業者により施設の整備が行われ、また、事業期間中の維持管理業務が効果的・効率的かつ安定的・継続的に行われることを確保するため、事業の継続が困難となる事由を予め具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。基本的な方針は次のとおりであるが、詳細は、協定書に定める。

### 2 事業の継続が困難となった場合の措置

#### (1) 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合

- ・市は、協定書に定めるところにより、選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、または、その懸念が生じた場合、市は選定事業者に対してその改善を図ることを求めるものとし、改善が認められない場合、事業協定を解約することができ、若しくは解約せずに選定事業者の契約上の地位を市が選定した第三者に移転させることができるものとする。
- ・この場合、選定事業者は市に生じた損害を賠償するものとする。

#### (2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ・選定事業者は、協定書に定めるところにより、市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業協定を解約することができるものとする。
- ・この場合、市は選定事業者に生じた損害を賠償するものとする。

#### (3) その他の事由により事業の継続が困難となった場合

- ・不可抗力その他、市及び選定事業者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合、市と選定事業者は、事業継続の可否について協議を行うものとする。

### 3 金融機関と市との協議

本事業の継続性を確保する目的で、市は、選定事業者に対し資金供給を行う金融機関等との協議を行い、また、当該金融機関等と直接協定を締結することがある。

## 第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

選定事業者がPFI法に規定する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市は選定事業者が措置及び支援を受けることができるよう努める。

なお、市は、選定事業者に対する出資、保証等の支援は行わない。

## 第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1 議会の議決

#### (1) 債務負担行為

- ・市は、公募公告までに市議会の議決を経て債務負担行為の設定を行う。

#### (2) 事業協定

- ・市は、事業協定の締結にあたっては、予め市議会の議決を経るものとする。

### 2 公募に伴う費用分担

応募者の公募参加に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

### 3 情報の公開

本事業に関する情報は、適宜かつ速やかに、ホームページ等を通じて公表する。

### 4 本事業に関する市の担当部署

〒666-8501

兵庫県川西市中央町 12 番 1 号

川西市 中央北整備部 中央北推進室 地区整備課

TEL 072-740-1207

FAX 072-740-1330

電子メールアドレス：[kawa0193@city.kawanishi.lg.jp](mailto:kawa0193@city.kawanishi.lg.jp)

ホームページアドレス：<http://www.city.kawanishi.hyogo.jp>

### 5 実施方針に関する事項

#### (1) 実施方針に関する質問・意見の受付

- ・本実施方針に関する質問及び意見の受付を次の要領で行う。

受付期間

平成 24 年 11 月 26 日（月）～11 月 30 日（金）午後 5 時必着

受付方法

質問及び意見内容を簡潔にまとめ、「実施方針に関する質問・意見書（様式 - 1）」に記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記提出先に提出すること。なお、電話での受付は行わない。

質問・意見書のファイル形式	Microsoft Word（2010 以前のバージョンとする。）
提出先	川西市中央北整備部
提出先メールアドレス	前項 4 の担当部署に同じ

#### (2) 実施方針に関する質問・意見に対する回答・公表

- ・本実施方針に関する質問・意見に対する回答・公表を次の要領で行う。これらの回答に

については、必要に応じて募集要項に反映する。

公表日（予定）

平成 24 年 12 月 14 日（金）

公表方法

質問者の特殊な技術やノウハウ等に関し、質問者の権利、競争性の地位、その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、川西市のホームページへの掲載によって行う。なお、質問者の企業名等は公表しないものとする。

ホームページアドレス：<http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/>

また、市は、質問・意見に対して個別に回答は行わないが、提出のあった質問・意見に関し、提出者に対して直接ヒアリングを行うことがある。

### （3）実施方針の変更

- ・本実施方針の公表後において、民間事業者からの質問、意見を踏まえて、実施方針の変更を行うことがある。その場合には、実施方針の公表と同じ方法で速やかに公表する。

## (別紙 - 1)

## リスク分担表

	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			市	事業者	
共通	提供した情報リスク	募集要項等の記載内容の誤り及び変更に関するもの	○		
	契約リスク	市の帰責事由により契約が締結できない、契約手続に長期間を要する場合等に関するもの	○		
		選定事業者の帰責事由により契約が締結できない、契約手続に長期間を要する場合等に関するもの		○	
	応募リスク	応募費用に関するもの		○	
	事業計画リスク	市の帰責事由による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止等	○		
		上記以外の事由(不可抗力及び法令変更を除く)による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止		○	
	制度関連リスク	法制度変更リスク(税制含)	本事業に直接関係する法制度の変更	○	
			上記の法制度以外の法制度の変更		○
		許認可リスク	選定事業者の申請手続の不備等による許認可等の遅延によるもの		○
		議会リスク	PFI事業に係る議会の議決が得られない場合に、それまでに事業者が発生した費用		○
	PFI事業に係る議会の議決が得られない場合に、それまでに市が発生した費用		○		
	社会リスク	住民問題リスク	本事業を行政サービスとして実施することに対する住民反対運動・訴訟・要望等	○	
			本事業に関する上記以外の設計、建設工事又は運営に関する住民反対運動・訴訟・要望等		○
		環境問題リスク	事業期間中の選定事業者独自の調査、あるいは建設工事や運営等の業務において発生した環境問題		○
			第三者賠償リスク	市の帰責事由により第三者に損害を与えた場合の賠償責任	○
	上記以外の事由により第三者に損害を与えた場合の賠償責任			○	
	債務不履行リスク	選定事業者の帰責事由によるサービス提供の中止・停止・不能等(事業の破綻・悪化・放棄、サービスの品質等が一定のレベルを下回った場合等)		○	
		市の支払遅延・不能等	○		
	金利リスク	金利変動に伴う追加費用		○	
	物価リスク	物価変動によって生じた追加費用のうち一定の額		○	
上記を超える額		○			
資金調達リスク	本事業の実施に必要な資金の確保に関するもの		○		
不可抗力リスク	戦争、暴動、自然災害等による、本事業の事業計画・内容の変更、事業の延期・中止等によって生じた追加費用のうち一定の額		○		
	上記を超える額	○			

	リスクの種類		リスクの内容	負担者		
				市	事業者	
設計・建設段階	用地リスク	用地確保リスク	仮換地	○		
			移転補償交渉	○		
		土地の瑕疵リスク	遺跡、土壌汚染、地中障害物によるもの	○		
	計画・設計リスク			市による測量・調査・設計に関するもの	○	
				選定事業者による測量・調査・設計に関するもの		○
	建設リスク	工事遅延リスク	市の帰責事由による工事の遅延、又は完工しない		○	
			上記以外の要因によるもの			○
		施工監理リスク	本事業の施工監理			○
			工事費増減リスク	市の指示、変更による工事費の増大・予算超過		○
		上記以外の工事費の増大・予算超過			○	
		市の指示、変更により工事費が減少する場合、減額変更を行う。				
	性能リスク	要求性能の不適合			○	
維持管理段階	支払遅延リスク		市によるサービス対価への支払遅延	○		
	性能リスク		要求水準の不適合		○	
	維持管理コストリスク	市の帰責事由による事業内容・用途の変更による維持管理コストの増大		○		
		上記以外の要因によるもの			○	
	施設の瑕疵リスク		施工の瑕疵に関するもの		○	
	市関連用地処分リスク		市関連用地の処分に関するもの		○	
	管理・運営リスク	選定事業者の維持管理区分施設内における事故、トラブル等において市の帰責事由によるもの		○		
選定事業者の維持管理区分施設内における事故、トラブル等において上記以外のもの			○			

(様式-1)

平成 24 年 月 日

## 実施方針に関する質問・意見書

川西市中央北地区 PFI 事業の実施方針に関して、質問・意見がありますので本紙を提出します。

提出者	会社名	:	
	所在地	:	
	担当者名	:	
	所属	:	
	電話番号	:	
	FAX 番号	:	
	電子メール	:	
種 別	( 該当するものを囲む )	質問	意見
該当箇所	ページ	:	
	項目	:	
内 容			

注 1 : 質問事項は、本様式 1 枚につき 1 問とし、簡潔にとりまとめて記載すること。

注 2 : 質問・意見が複数ある場合は、シートをコピーして使用すること。